

動物用医薬品製造業許可証

氏名又は
名 称 株式会社 科学飼料研究所

製造所の
所 在 地 栃木県大田原市実取803番地

製造所の
名 称 株式会社 科学飼料研究所 大田原工場

許 可 の
区 分 動物用医薬品等取締規則第11条第1項第1号の区分

許 可 の
有効期間 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可を受けた動物用医薬品の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 金子 原二郎